見本

※調停離婚の場合

離　婚　届

届出人が書いてください。

令和○○年 ○○月 ○○日届出

（あて先）**静岡県焼津市** 長

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 長 印
送付 令和 年 月 日 第 号	

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

離婚届出日現在の住民登録をしている住所を書いてください。

離婚により住所や世帯主が変わる場合、住民異動届（転居届・世帯分離など）の手続きが別途必要となります。離婚届と同時にこれらの届を出すときは、新住所・新世帯主を書いてください。

なお、開庁時間以外（平日の夜間・土日祝日等）の住民異動届は受付していませんので、後日届出をしてください。

【深夜時間帯の受付について】

防犯上の都合により、庁舎玄関は施錠しておりますので、提出の際は北玄関のインターホンを押してお知らせください。

		夫	妻
(1)	氏名（よみかた）	夫 あきやま じろう（氏 秋山 / 名 次郎）	妻 あきやま はるこ（氏 秋山 / 名 春子）
	生年月日	昭和・平成 西暦 60年 5月 5日	昭和・平成 西暦 61年 5月 1日
	住所（住民登録をしているところ）（アパート名・部屋番号など）	焼津市 本町 2丁目 16 番地 32 号 YIZ 102号室	焼津市 道原 1000 番地 号
	世帯主の氏名	秋山 次郎	秋山 春子
(2)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	静岡県焼津市本町 2丁目 16 番地	
	筆頭者の氏名	秋山 次郎	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 秋山 太郎 / 母 焼津 花子	続き柄 二男
	（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	養父 秋山 勝男 / 養母 冬子	続き柄 養子
		父 鈴木 秋昭 / 母 秋子	続き柄 長女
		養父 / 養母	続き柄 養女
(3)(4)	離婚の種別	☐協議離婚 ☑調停 令和00年 00月 XX日成立 ☐審判 年 月 日確定	☐和解 年 月 日成立 ☐請求の認諾 年 月 日認諾 ☐判決 年 月 日確定
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐夫は ☐もとの戸籍にもどる ☑妻は ☑新しい戸籍をつくる	（よみかた）すずき はるこ 静岡県焼津市道原 1000 番地 筆頭者の氏名 鈴木 春子
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 秋山夏子，秋山冬美
(6)(7)	同居の期間	平成 25年 4月から（同居を始めたとき）	令和 4年 6月まで（別居をしたとき）
(8)	別居する前の住所	焼津市本町 2丁目 16 番地 32 号 YIZ 102号室	
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	☐1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☑3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10)	夫妻の職業	（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
	その他	相手方の署名は不要です。	
	届出人署名（※押印は任意）	夫 印	妻 秋山 春子 印
	事件簿番号		

届出に必要なもの

- ○**戸籍謄本（全部事項証明）１通**（離婚届を提出する市区町村に本籍がない方）
- ○**調停離婚のとき→調停調書の謄本**
  審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
  和解離婚のとき→和解調書の謄本
  認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
  判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書
- ○**本人確認できる顔写真付きの身分証明書**（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）
- ○**国民健康保険証、マイナンバーカード**（焼津市に住民登録をしている方で、氏名や住所に変更がある場合）

証人（協議離婚のときだけ必要です）

署名（※押印は任意）	印	印
生年月日	昭和・平成 西暦 年 日 日	昭和 西暦 年 月 日
住所	番地 番 号	番地 番 号
本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番	番地 番

証人は不要です。

父母が現在婚姻しているとき、母は名だけを書いてください。

裁判の成立日を記入してください。

「婚姻前の氏にもどる者の本籍」について
婚姻の際、氏が変更になった方は、離婚後は前の氏にもどります。今後も継続して今の氏を希望する場合、離婚届とは別に届出が必要です。
その場合「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄は記載不要です。

記載にあたり、ご注意いただきたいこと

・令和３年９月１日から、戸籍の届出の際の押印の義務は廃止されました。ただし、任意で押印いただいても構いません。
・署名欄は必ず、ご本人が自署してください。消せるボールペンはご使用にならないでください。

住所を定めた年月日	
夫	年 月 日
妻	年 月 日

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。
（面会交流）
☐取決めをしている。
☐まだ決めていない。
（養育費の分担）
☐取決めをしている。
☐まだ決めていない。

未成年者の子がいる場合に父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

連絡先	電話 － －
	自宅・勤務先・携帯

平日午前９時～午後５時までの連絡先を必ず書いてください。